

平成 13 年度 杉並区清掃審議会第 2 回第一分科会記録

日 時	平成 13 年 4 月 24 日 (火) 午後 3 時 ~ 5 時
場 所	区役所西棟 10 階 A・B 会議室
出 席 者	藤井座長、小澤委員、柏原委員、鈴木委員、松原委員、本橋委員
欠 席 者	小川委員
議 題	行政サービスのあり方 区民協力のあり方
発言要旨	別紙のとおり

杉並区清掃審議会 第2回第一分科会発言要旨

事務局 挨拶（省略）

座長 第2回目になりますが、清掃審議会第一分科会を始めたいと思います。

前回の議論の中でテーマになった事業者の廃棄物処理について、ヒアリングした結果を報告してください。

委員 ごみの問題で困っているなどの意見はそれほど多くはない。ごみ処理については、行政よりも発注業者のほうが厳しい。

ごみ減量について

ごみ処理は、規制内の焼却炉を設置して、そして燃えるものはそれで燃して灰にしている。焼却灰は業者に処分してもらう制度をとっている。

集積所について（有料シールについて）

明らかに事業用のごみと思われるものが、有料シールを貼らず一般のごみにまざっている。ごみ処理費用の公平性に大きな疑問を感じている。

放置ごみ（不法投棄）について

リサイクル法が施行されて以降、放置ごみが多くなった。区として不法投棄防止への指導をしているのだろうかといった意見があった。事業系ごみの有料シールと同様に、ごみ処理費用の公平性に欠けるといった意見があった。

不動産について

売りマンションの契約書には、ごみ処理に関する事項がある。しかし、賃貸マンションでは、契約書にごみに関する事項はなく、家主に一任しているといった実情である。

座長 ごみ処理費用の有料化については、一般家庭系も全部有料にしないと不公平感がある。そういう声が事業者の中から出ているということですね。

委員 明らかに事業用のごみと思われるものが、有料シールを貼らず一般のごみにまざっているのをみるのは感情的にはおもしろくない。

事務局 私は現場の事業系の指導、住民への指導をしております。小規模の事業所で事業系有料シールを貼らないケースが目につく。規模の大きい企業のもは、正しく貼られている。

座長 事業系ごみ処理料金は、キロ28円という事ですが、料金徴収が年間でどの位あるかわかりますか。要するに知りたいことは、ごみの推計量に対してどのくらい料金を徴収できているのかということ。

もう1点は、事業系のごみの料金ですけれども、これは旧東京都の料金ですか。ほかの区も同じですか。

事務局 同じです。

座長 やり方も東京都とほとんど同じ。料金としてはかなり安く、自己処理しただけでいぶん高くなるはず。一般市民についても、税金、一般財源から出してもらっているわけで、費用がかかっているということを忘れてはならない。事業系ごみの減量がどのくらいできるのか、どういうやり方をすればどういうふうに減量化できるのか、有料化についてはといった議論をしたい。ただし有料化については減量というか、むしろ公平性の意味になってくるのだろうが。

委員 リサイクルとの関連になるが、有料化するとごみにせず、リサイクルに持っていくということが明らかに起きる。

座長 有料化を実施するには問題点がいくつもある。有料化したときに、みんながどういう行動をとるだろうかと。リサイクル率が高まって、ごみが減量するのかという点はかなり重要なポイントになる。

事務局 資料中の事業系ごみ総排出量は、事業所全体の排出ごみ量で、区が直接回収しているところはこの一部です。多量排出の事業所は、民間の業者が回収をしているので、事業系ごみの総排出量に対して、どのくらいの手数料収入があるのかということは直接関連できない。

座長 事業系ごみの排出と回収の流れ、それから実情、補足できた分はどのくらいあるのか、わかる範囲で少し教えてほしい。

事務局 わかりました。

委員 事業系ごみの処理は、なぜ専門業者に委託しているのか。その最初の動機は何ですか。

座長 昔はむしろごみは有料化されていた。それがだんだん、全国的にごみが無料になった。原則は自分で処理するということ。

座長 事業系ごみの話は以上とする。料金の話は、他の自治体でユニークなところがあれば資料を出していただきたい。

ごみ処理費負担の公平性の議論は後日行う。その際、量的な話までできる資料がほしい。続いて、集団回収のあり方について議論をしていただきたい。

現在、集団回収している品目と公共収集している品目がある。容器包装リサイクル法の施行により、公共収集の対象が少し広がった。今まで集団回収を行っていた部分が容器包装リサイクル法以降、区が収集する部分と、店頭回収の2つに取られてしまった。

事務局 資源回収をする上で、基本的にはコスト問題というのは行政にとっては大きい問題であり、その他コミュニティの観点という部分よりコスト問題。一時的に東京ルールを導入で集団回収量が少なくなり、1つの課題であると考えている。

座長 集団回収では、キロ6円で回収できる。

事務局 集団回収であれば、区としては6円しかかからない。資源ごみとして出ると、キロ60円の費用がかかる。そのため区としては集団回収がどんどん盛んになれば支出が少なくて済む。

座長 集団回収では、逆有償の問題が大きい。

アルミなどの逆有償の発生しないものだけを集めている。そのため回収品目が少し減ってしまった。つまり、集めるべき対象品が少し減っている。

委員 もう1つの問題は、取りまとめをする人が必要ということ。取りまとめを中心的リーダーになっていると動いてくださる方がどんどん減ってきている

委員 集団回収は、町会の資金の一端として、なくてはならない一般財源。

それからコスト意識。ごみを処理するときのコストの問題というのは、一般の方にはまだ本当に知られていない。

委員 集団回収では、区からいただく6円の報奨金がすごく生きている。逆有償とは言うものの、まだ3円プラスです。そういうこともありでデメリットもあるけれども、私は地域にとってはプラスの作用をしていると思う。

座長 集団回収とコミュニティ活動関連の話はずっと出てくる。コミュニティが少しずつ昔のような価値ではなくなっていることも仕方がない。何かそれを再生化しようというのであれば、何か考えるべきである。どのくらい区にとってメリットがあるのかによると思うが。

座長 事業系がリサイクルするとき、区に出すこともできるのですか。

事務局 区としては、資源として分けて出していただいたのを有料で回収している。資源として出すことによってコストが安くなる、あるいは処理費用を安くするというような施策がとれれば、事業者も満足することができると思う。

座長 資源化を促進するのであれば、循環型なんて言うのであれば、そういう政策をとらないと、今のままでは資源化しようという気にならない。

座長 プラスチックの話が当面の焦点で、中間答申を9月までにまとめなければならない。次回にプラスチックの話を少し集中的に行います。プラスチックの処理体系として、どういうことが考えられ、どういう技術が将来あり得るのかという話を事務局から簡単にご報告していただきたい。

次の大きな話としては、不法投棄の問題がある。特に若者とか、ワンルームマンションの住人のごみ排出には、大きな関心があった。

委員 空き地、あるいは私有地にごみが捨てられている。家電リサイクル法が施行されて以降、増加傾向にある。特に家電製品以外に、タイヤとか、あるいは家具類なども増加している。

委員 その辺の管理を役所のほうに任せられないのでしょうか。

事務局 基本的には私有地ですから。自己管理をきちっとしていただくということが一番だと思う。

委員 ならば、土地の管理者というのがはっきりさせるべき。

座長 容器包装リサイクル法、あるいは家電リサイクル法以降、不法投棄が非常に増えているということ、区はどのように認識していますか。

事務局　今までよりは若干多いように感じています。

座長　今後、ごみ有料化の話をする上で、不法投棄の話は避けられない。また、杉並区だけが有料化すると、周辺の自治体への影響など大きな問題が出てくる。不法投棄防止のためのパトロールなどは考えられるのでしょうか。

事務局　不法投棄について、常時パトロールするのは難しいと思う。

事務局　しばらくは家電リサイクル法施行後、どのくらいの不法投棄が出ているかその経緯を見て、必要があれば、また議論したいと思う。

座長　不法投棄については、杉並区のほうが加害者側で、ほかの地域に持っていったケースがあると思う。杉並区に持ってきて不法投棄するより、逆に持っていくケースのほうがあり得ると思う。

座長　今回は、プラスチックの処理と夜間早朝収集について議論したい。